

1. 建設工事費デフレーター概要

建設工事費デフレーターは、建設工事に係る名目工事費額を基準年度の実質額に変換する目的で作成している。

国土交通省（旧建設省）所管土木工事費を対象とするデフレーターについては、昭和 26 年度から作成されており、昭和 35 年度からは建築工事等も加わり、建設工事全般にわたって作成されている。昭和 45 年度分からは、工事費及び建築の構造別に細分化した工事費デフレーターが作成され、昭和 60 年度分からは建築、土木合わせて 27 項目が追加された。

なお、建設工事費とは、本工事費、付帯工事費、測量試験費、機械器具費及び営繕費を対象としている。

2. 建設工事費デフレーターの作成方法

建設工事は一現場一品生産で行われることが多く、他の物品のように一定種類・規模の価格を継続的にとらえることは困難である。そのため工事種別毎のデフレーター（「個別デフレーター」という。）は、「建設部門分析用産業連関表」の結果をウェイトとし、それぞれのウェイトに対応する指数をラスパイレス方式で統合する、投入コスト型指数により作成されている。

また、個別デフレーターをインプリシット方式により統合し、総合デフレーターを作成している。統合に使うウェイトは、毎年度当初に作成する「建設投資推計」の各工事種別毎の実績額をウェイトとする。実績が把握できるのは 3 年度前までなので、一昨年度、前年度、当該年度については、5 年度前～3 年度前までの 3 ケ年分を平均した額をウェイトに使う。この値は暫定値とし、実績値が確定した際に再計算する。

① 個別デフレーター

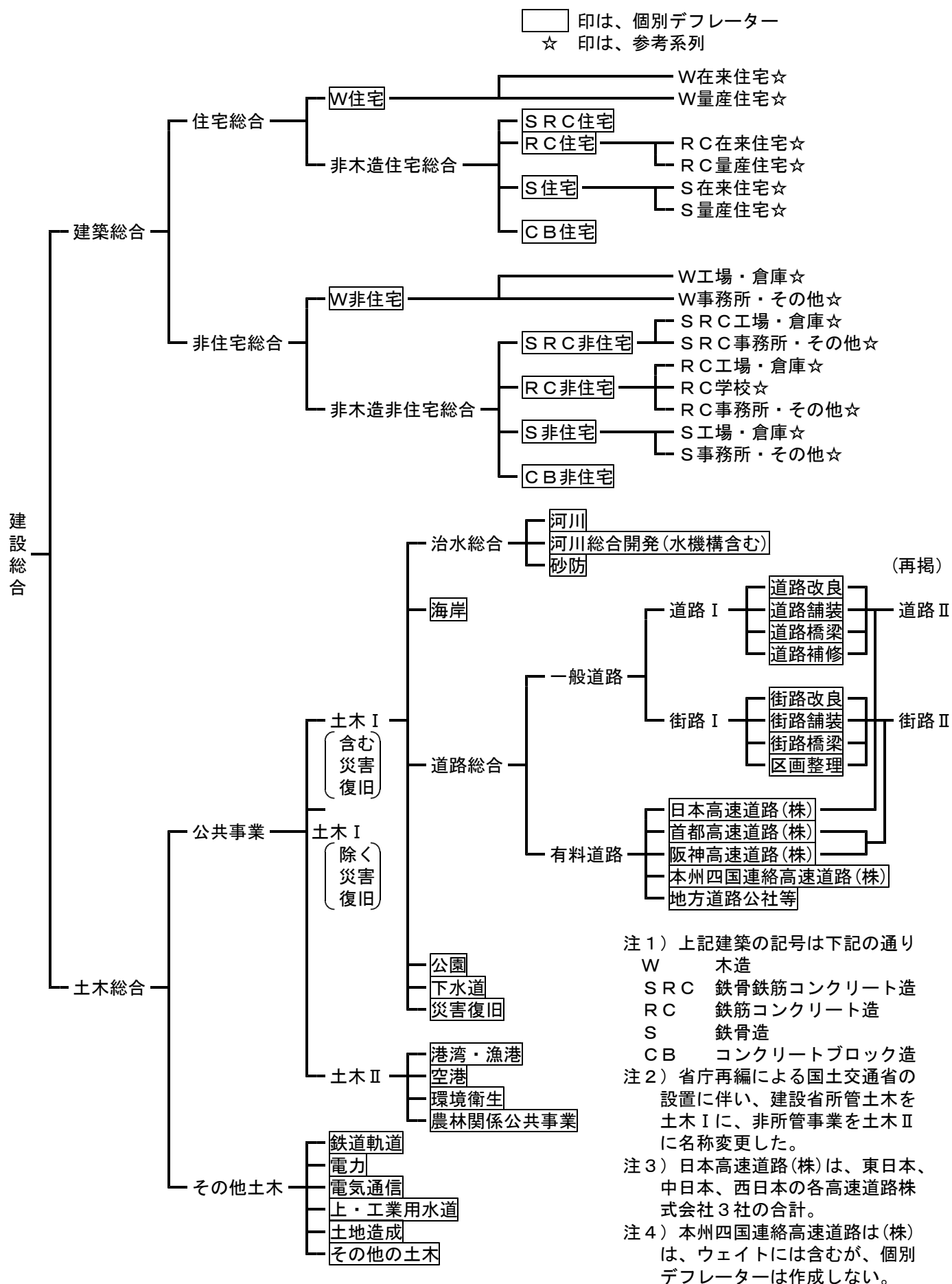
$$I_t^{H17} = L_t^{H17} \cdot V^{H17} + \sum \left(M_t^{H17} \cdot W^{H17} \right)$$

$$\left\{ \begin{array}{ll} I & = \text{デフレーター} \\ H17 & = \text{基準年度} \\ V, W & = \text{ウェイト} \\ L & = \text{労務に対応させた物価指数} \\ M & = \text{個々の資材等に対応させた物価指数} \end{array} \right.$$

② 総合デフレーター

$$\boxed{\text{総合デフレーター}} = \frac{\sum \text{個別名目工事費}}{\sum \frac{\text{個別名目工事費}}{\text{個別デフレーター}}} \quad (\text{インプリシット方式})$$

図－１ 建設工事費デフレーター工事種類別構成



3. 改定の趣旨

建設工事費デフレーターは、「建設部門分析用産業連関表」の投入額をウェイトとしたラスパイレース方式により作成している指数であることから、「建設部門分析用産業連関表」の改定に合わせ、基準年度を平成 12 年度から平成 17 年度に改定する。

また、今回の改定に合わせ、作成方法及び採用指数の見直しを行っている。

4. 改定の内容

① 基準時及びウェイトの算定年次の改定

新指数の基準年次を、平成 22 年 4 月分の公表から平成 12 年度から平成 17 年度にするとともに、ウェイト算定年次についても平成 12 年から平成 17 年に改定する。

建設工事費デフレーターは、採用する指数を「年」から「年度」に換算して作成することにより、基準を「年度」としているが、ウェイトは「年」で作成されている「建設部門分析用産業連関表」の生産額をウェイトとしている。

新指数の算定にあたっては、「平成 17 年建設部門分析用産業連関表」の生産額を用いて算定し、その 10 万分比をもってウェイトとする。

② 個別デフレーター項目の改定

個別デフレーター項目については、「平成 17 年建設部門分析用産業連関表」の各建設部門と、建設工事費デフレーターの工事種別が対応するように改定した。具体的な変更内容は下記の通り。

- ・「港湾・漁港」デフレーターを分割し作成していた「港湾」「漁港」それぞれの個別デフレーターは、分割を取りやめる。「港湾・漁港」デフレーターは引き続き作成する。
- ・「河川総合開発」と「水資源機構」の個別デフレーターは、両個別デフレーターを統合した「河川総合開発（水機構含む）」とする。
- ・「本州四国連絡高速道路(株)」は、「平成 17 年建設部門分析用産業連関表」の調査時に事業量が非常に少ない。そのため、個別デフレーターのウェイト項目において、ウェイトが「0」となる項目が多くなり、正確な指数とならないため個別デフレーターは公表しない。

③ ウェイト項目の変更

平成 17 年建設部門分析用産業連関表の結果より、基本分類の取引額が一定以上（ウェイトで 10 万分の 100）の項目について建設工事費デフレーターのウェイト項目として採用する。

ウェイト項目については、それぞれのウェイト項目と採用する指数との関連性、基準改定作業の簡略化、電子機器の性能向上による作業性の向上及び、採用指数の変化に対する的確性を考慮し、極力統合しないこととした。（表－1）

平成 12 年度基準建設工事費デフレーターからの主な変更点等は下記の通り。

・ ウェイト項目の細分化

58 項目 → 122 項目

(採用指数：115 指数 → 240 指数)

・ 労務費の採用指数の変更

毎月勤労統計「建設業・規模 5 人以上、決まって支給する給与（所定内）の指数」

→ 毎月勤労統計「建設業・規模 5 人以上、給与総額の指数」

・ ウェイトが 10 万分の 100 以上であるが採用しなかった項目

項 目	理 由
種 苗	適切な価格指数が存在しないため。
花き・花木類	適切な価格指数が存在しないため。
鋳 鋼	適切な価格指数が存在しないため。
建設補修	適切な価格指数が存在しないため。
公的金融（手数料）	適切な価格指数が存在しないため。
貨物利用運送	適切な価格指数が存在しないため。
企業内研究機関	適切な価格指数が存在しないため。
対企業民間非営利団体	適切な価格指数が存在しないため。

④ 採用指数の検討

ウェイト項目に採用する指数については、平成 17 年産業連関表の部門別概念・定義・範囲と採用する各指数の調査対象の比較により決定している。

しかし、平成 17 年産業連関表の部門別概念・定義・範囲に含まれるが、建設事業に使用されることが極めて少ないと考えられる品目は、建設工事費デフレーターを構成する指数として採用していない。

⑤ 新・旧デフレーターの接続

新・旧指数の接続については、各系列について、平成 17 年度基準値の平成 17 年度指数平均値 (=100) と平成 12 年度基準による平成 17 年度指数平均値により、リンク係数を求め新指数と接続させる。(表-2)

なお、個々のデフレーターの接続指数については、年度は開始時期まで遡及し、月別は平成 17 年 4 月まで、四半期別は平成 17 年 4-6 月期まで遡及する。

$$\begin{aligned}
 \text{平成 17 年度基準接続指数} &= \text{平成 12 年度基準指数} \times \frac{\text{平成 17 年度基準の平成 17 年度平均指数 (=100)}}{\text{平成 12 年度基準の平成 17 年度平均指数}} \\
 &= \text{平成 12 年度基準指数} \times \text{リンク係数}
 \end{aligned}$$